

別紙

提供・移転別紙

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	保健福祉部 福祉総務課	番号法第9条 別表23 の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	経営管理部 税務課	番号法第9条 別表24 の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	生活環境部 保険年金課	番号法第9条 別表44 の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健福祉部 高齢介護課	番号法第9条 別表61 の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	生活環境部 保険年金課	番号法第9条 別表85 の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保健福祉部 福祉総務課	番号法第9条 別表95 の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	保健福祉部 高齢介護課	番号法第9条 別表100 の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	こども未来部 保育課	番号法第9条 別表127 の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの